

IV 環境整備

1 まちの美化推進

ここ数年、都市部の自治体を中心に、歩きタバコや吸殻・ごみのポイ捨て等を条例により規制する動きが顕著になっています。

ごみのポイ捨てなどの迷惑行為の防止方法として、マナーやモラルの向上を期待しての啓発活動だけを進めてみても、思うような効果が得られません。そこで、指導・勧告などを前提としたパトロール活動を積極的に進めることでの、環境の美化意識の向上を図る必要性があります。

本市においても、まちをきれいにすることを目的として「府中市まちの環境美化条例」を制定し、環境美化に関する施策を進めています。

府中市まちの環境美化条例（平成16年4月1日施行）

市、市民、事業者、土地所有者等が協力して、まちの環境美化を推進し、市民の良好な生活環境を確保することを目的として制定しました。

禁止する行為として、空き缶、吸い殻等のポイ捨て、建造物への落書き、犬・猫のふんの放置、美観を損ねる簡易広告物の掲示及び回収容器を備えていない自動販売機の設置を規制しています。

また、この条例の目的を推進するための地区として、環境美化推進地区及び路上での喫煙する行為を禁止した喫煙禁止路線を指定しており、積極的にまちの美化活動の啓発を推進しています。

(1) まちの環境美化推進活動（平成17年度から実施）

「府中市まちの環境美化条例」に基づき、市民や事業者の協力を得て、キャンペーン活動や喫煙禁止路線のパトロールを実施するとともに、自主的な清掃ボランティア活動を支援し、まちの美化推進啓発に努めました。

事業名	活動内容
自主清掃	市内事業所・市民団体157団体(延べ9,412人)が実施
喫煙禁止路線啓発キャンペーン	市内5駅(喫煙禁止路線指定区域)の駅前及びけやき並木で路上喫煙・ポイ捨て禁止の啓発キャンペーン実施 (実施期間) 通年 計11日間(延べ458人)
喫煙禁止路線パトロール	けやき並木を中心に喫煙禁止路線の啓発活動と、喫煙者への指導を実施 (実施期間) 通年180回 (指導件数) 876人(男817人、女59人)
環境美化の日啓発活動(毎月20日)	府中駅・けやき並木周辺の清掃活動 延べ1,516人(313団体)
美化推進地区一斉清掃(年3回)	中河原駅周辺地区の清掃活動(平成21年から実施) 延べ456人
啓発表示等の設置・整備	喫煙禁止路線路面表示の点検・整備 環境美化推進地区の路面表示の貼付89枚

(2) 多摩川清掃市民運動（昭和49年度から実施）

多摩川河川環境の美化保全思想の普及啓発と市民相互の親睦を図るために実施しています。
 毎年、多摩川周辺の自治会・企業等の多数の参加者があり、恒例行事として定着しております。
 近年は、参加者数は増加し、ごみ収集量は減少する傾向にあり、多摩川河川敷の環境を守ろうとする市民意識が高まっています。

種別	年度	20年度 (第35回)	21年度 (第36回)	22年度 (第37回)	23年度 (第38回)	24年度 (第39回)
参加者数	(人)	4,160	4,617	5,427	4,285	4,895
ごみ収集量	(t)	8.63	6.5	5.64	4.68	6.25

(3) 違反広告物撤去（昭和25年、屋外広告物法施行）

撤去により、まちの美観を回復することを目的として実施しています。
 なお、20年度までは各年の撤去枚数は横ばいであり、減少傾向はありませんでしたが、21年度に大きく減少し、22年度は微増しました。23年度以降はおおむね同程度です。

種別	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
はり紙	(枚)	11,463	5,048	6,286	6,279	6,336
はり札	(枚)	12,191	6,896	8,457	6,816	5,549
立看板	(台)	145	16	3	9	22
その他	(個)	85	7	37	12	13
合計		23,884	11,967	14,783	13,116	11,920

(4) 屋外広告物許可（昭和25年、屋外広告物法施行）

まちの美観を快適に維持するため、学校等の禁止区域での広告物の設置を抑制し、適正な規模、様式の安全な広告物を設置・管理するよう広告主に対して、指導を行っています。

都の許可分

種別	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位
広告塔	17	368	15	262	18	383	14	319	19	379
広告板	79	629	95	521	84	568	98	679	134	959
アドバルーン									1	2
計	96	997	110	783	102	951	112	998	154	1,340

市の許可分

種別	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位
広告板	70	315	83	389	73	354	98	508	105	467
広告幕	6	8	0	0	2※	3				
広告旗			2	6						
アドバルーン	1	2	2	4						
はり紙・はり札	1	10	6	42	1	1				
計	78	335	93	441	76	373	98	508	105	467

※広告板と同じ申請内に広告幕が1件あったため、広告幕については実質3件である。

2 環境衛生対策

清潔で美しく、快適な生活環境を確保していくため、衛生害虫・樹木害虫の駆除支援と空き地の適正管理の指導を行っています。

市民生活の障害になっている屋外害虫(毛虫、ヤスデ等)及びハチ類では、自然環境の保護に配慮しつつ駆除を行っています。

(1) 樹木害虫駆除支援

毛虫などの不快な樹木害虫が人体に与える影響の防止と、樹木の保護を促進することを目的として実施しています。

なお、貸出器材(高枝切りはさみ、薬剤散布用噴霧器)は各文化センターにも配備され、利用しやすい状況になっています。平成24年度、高枝切りはさみは170回、薬剤散布用噴霧器は148回貸出をしています。また、薬剤の配布はしていません。

種別	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
簡易噴霧器貸出数	(台)	213	216	147	154	148
高枝切りはさみ貸出数	(本)	188	200	223	190	170

(2) 空き地・空き家整備指導

空き地・空き家の所有者及び管理者に対して、雑草の刈り取り、建築物などの適正な管理をお願いし、健康で快適な市民の生活環境の整備を推進しています。

また、23年度には市内の空き家(管理されず荒廃した家屋)の調査委託を実施し状況を把握しました。その結果、空き家を81戸確認しました。

空地の整備状況

種別	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
整備済地	(㎡)	88,134	49,400	43,555	44,027	46,658
未整備地	(㎡)	3,308	2,638	3,749	2,552	3,289
整備率	(%)	96.4	94.9	92.0	94.5	93.0

(3) ハチ類駆除事業

刺傷により生命の危険につながるスズメバチ等のハチ類を駆除し、市民の安全を守ることを目的として実施しています。

スズメバチ、アシナガバチ、ドロバチ、ツチバチは、多くの樹木害虫を捕殺する益虫です。また、ミツバチ、クマバチ、マルハナバチは、植物の受粉に関わる重要な役目を果たしています。

そこで、ご相談を受けた中で、市で駆除する必要があると認めた場合のみ駆除をしています。

なお、相談件数は夏場の気温の変動に影響を受け、猛暑の年は多くなり、冷夏の年は少なくなる傾向にあります。

種別	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ハチ類駆除	(件)	187	159	119	183	151
スズメバチ相談	(件)	240	197	150	209	94
その他ハチ類相談	(件)	270	216	240	301	448
ハチ類相談合計	(件)	510	413	390	510	542

その他ハチ類には、アシナガバチ、ミツバチ、クマバチ、ドロバチ、ツチバチ、マルハナバチ等が含まれます。

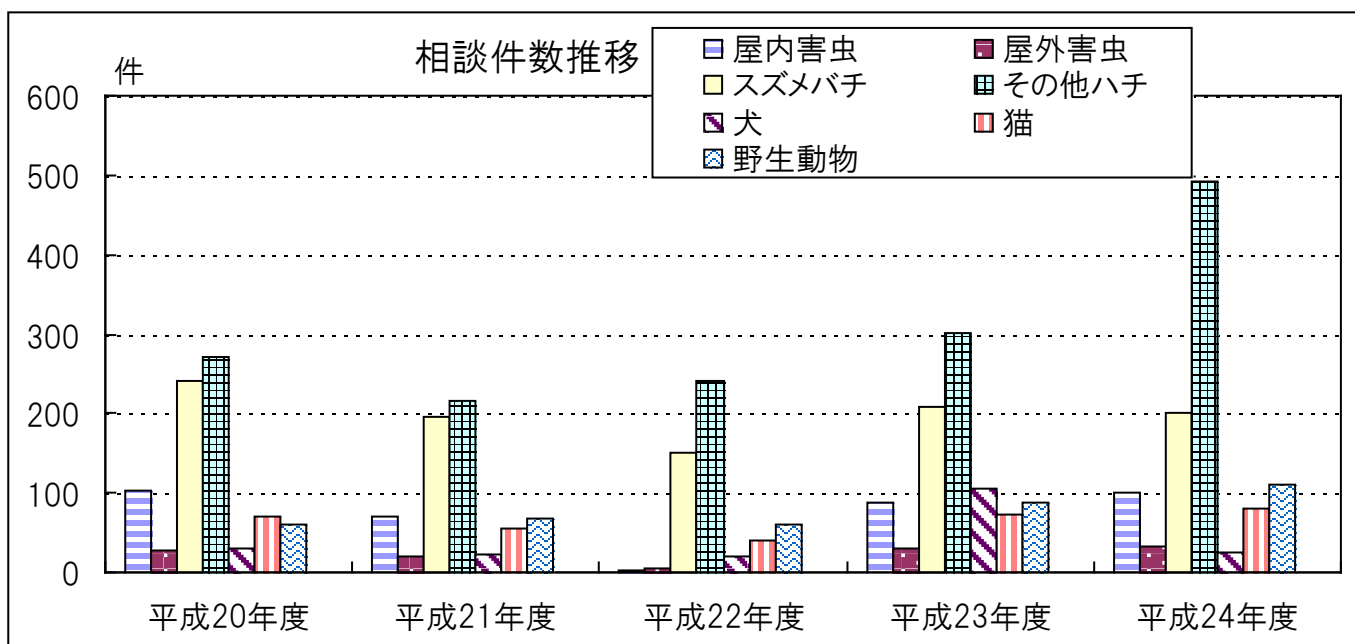
(4) 住環境獣対策事業

人間の居住範囲と野生動物の生活範囲が重なり、身近に野生動物が現れることがあります。府中市では個人が所有し、現に居住する一軒家に、野生動物等が侵入したときは野生動物の追い出しなどの処理を行っています。

また、近年次第にハクビシンについての相談が多くなってきています。

種別	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ハクビシンの処理	(件)	6	18	24	20	19
ヘビの処理	(件)	1	2	1	0	0
その他の処理	(件)	5	3	0	6	2
野性動物の相談	(件)	59	68	60	88	110

(5) 各種相談件数



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
屋内害虫	102	20	3	89	101
屋外害虫	28	70	4	29	33
スズメバチ	240	197	150	209	201
その他ハチ	270	216	240	301	492
犬	30	22	20	105	94
猫	71	54	39	73	12
野生動物	59	68	60	88	110
合計	800	647	516	894	1043

3 猫去勢不妊手術費補助

動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の保護及び管理に関する条例の趣旨を生かし、猫の(飼い猫(平成20年度で廃止)、飼い主のいない猫)去勢不妊手術費の助成をして不必要な繁殖を防ぐことで、管理されない猫を減らし、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図っています。

(1) 去勢・不妊手術の促進(平成4年度から実施)

猫の不必要な繁殖を防止することで、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図り、動物愛護と市民の社会生活の安定を目的として実施しています。

種別	年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
飼い猫 (匹)	去勢		150	※	※	※	※
	不妊		149	※	※	※	※
飼い主のいない猫 (匹)	去勢		39	57	92	70	88
	不妊		69	103	114	122	113
合計			407	160	206	192	201

※平成20年度に飼い猫の去勢・不妊手術費の助成は廃止となったので平成21年度以降は実施していません。